

新旧対照表

○ 千葉県道路交通法施行細則

改正後	改正前																																
<p>別 記</p> <p>第4号様式の2の4（第5条の2の2） (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">弁 明 通 知 書 (弁明をしたいときの手続及び仮納付に関するお知らせ) 様</p> <p style="text-align: center;">千葉県公安委員会 図</p> <p>あなたの使用する車両について、当公安委員会は、下記2のとおり放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。 この事案について弁明をしたいときには、下記3により弁明書を当公安委員会あて提出してください。 なお、弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。 また、弁明書を提出せずに、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い仮納付することができます。この場合、仮納付の金額は、あなたに対して予定される納付命令における放置違反金の金額と同一であり、また、仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同一です。 ※ この弁明通知書は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づくものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 この弁明通知書の番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">弁 明 通 知 書 番 号</td> <td style="width: 50%;">第 号</td> </tr> </table> <p>2 放置違反金の納付命令の原因となる事実及び予定される納付命令の内容等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">納付命令の原因となる事実</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>根拠となる法令の条項</td> <td>道路交通法第51条の4第4項</td> </tr> <tr> <td>予定される納付命令の内容</td> <td>金 円の放置違反金の納付命令</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 弁明書の提出方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">弁 明 の 件 名</td> <td style="width: 50%;">放置違反金の納付命令に関する件（第 号）</td> </tr> <tr> <td>弁 明 書 の 提 出 先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁 明 書 の 提 出 期 限</td> <td>年 月 日必着</td> </tr> </table> <p>注 弁明書の提出に際しての留意事項 (1) 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名及び弁明の内容を記載し、提出してください。 (2) 弁明をするときは、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を裏付ける資料があれば、併せて提出してください。 なお、提出された弁明書に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。 (3) 提出された資料は、原則として返却いたしません。</p> </div>	弁 明 通 知 書 番 号	第 号	納付命令の原因となる事実		根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項	予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令	備 考		弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）	弁 明 書 の 提 出 先		弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日必着	<p>別 記</p> <p>第4号様式の2の4（第5条の2の2） (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">弁 明 通 知 書 (弁明をしたいときの手続及び仮納付に関するお知らせ) 様</p> <p style="text-align: center;">千葉県公安委員会 図</p> <p>あなたの使用する車両について、当公安委員会は、下記2のとおり放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。 この事案について弁明をしたいときには、下記3により弁明書を当公安委員会あて提出してください。 なお、弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。 また、弁明書を提出せずに、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い仮納付することができます。この場合、仮納付の金額は、あなたに対して予定される納付命令における放置違反金の金額と同一であり、また、仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同一です。 ※ この弁明通知書は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づくものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 この弁明通知書の番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">弁 明 通 知 書 番 号</td> <td style="width: 50%;">第 号</td> </tr> </table> <p>2 放置違反金の納付命令の原因となる事実及び予定される納付命令の内容等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">納付命令の原因となる事実</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>根拠となる法令の条項</td> <td>道路交通法第51条の4第4項</td> </tr> <tr> <td>予定される納付命令の内容</td> <td>金 円の放置違反金の納付命令</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 弁明書の提出方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">弁 明 の 件 名</td> <td style="width: 50%;">放置違反金の納付命令に関する件（第 号）</td> </tr> <tr> <td>弁 明 書 の 提 出 先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁 明 書 の 提 出 期 限</td> <td>年 月 日必着</td> </tr> </table> <p>注 弁明書の提出に際しての留意事項 (1) 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名及び弁明の内容を記載し、提出してください。 (2) 弁明をするときは、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を裏付ける資料があれば、併せて提出してください。 なお、提出された弁明書に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。 (3) 提出された資料は、原則として返却いたしません。</p> </div>	弁 明 通 知 書 番 号	第 号	納付命令の原因となる事実		根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項	予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令	備 考		弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）	弁 明 書 の 提 出 先		弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日必着
弁 明 通 知 書 番 号	第 号																																
納付命令の原因となる事実																																	
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項																																
予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令																																
備 考																																	
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）																																
弁 明 書 の 提 出 先																																	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日必着																																
弁 明 通 知 書 番 号	第 号																																
納付命令の原因となる事実																																	
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項																																
予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令																																
備 考																																	
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）																																
弁 明 書 の 提 出 先																																	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日必着																																

改正後

(裏)

◎ 仮納付による手続の終結

1 仮納付制度の概要

(1) 仮納付は、公安委員会が納付命令を行う前に車両の使用者が放置違反金に相当する額を公安委員会に納付した場合に、その後の手続を簡略化する制度です。この制度によりあなたが仮納付を行った場合は、下記 3.(1)の方法 で公示により放置違反金の納付命令が行われます。これにより、仮納付が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません（道路交通法第51条の4第10項及び第11項）。

(2) あなたが仮納付を行った後、放置車両の運転者が駐車違反の反則金を納付したことなどの事由により、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行わないこととした場合は、仮納付に係る金額は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

2 仮納付の期限、場所及び方法

(1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。

(2) 仮納付の場所は、放置違反金仮納付書記載の納付場所です。

(3) 仮納付するときは、同封の放置違反金仮納付書により納めてください。なお、分納はできません。

3 公示による 納付命令の方法

(1) 公示による 納付命令の方法

ア 千葉県警察のホームページへの掲載

イ 千葉県公安委員会の掲示板での掲示（ ）

(2) 公示による納付命令は、この弁明通知書の番号を (1)の方法 で表示することにより行います。

照	会	先

改正前

(裏)

◎ 仮納付による手続の終結

1 仮納付制度の概要

(1) 仮納付は、公安委員会が納付命令を行う前に車両の使用者が放置違反金に相当する額を公安委員会に納付した場合に、その後の手続を簡略化する制度です。この制度によりあなたが仮納付を行った場合は、下記 の場所において 公示により放置違反金の納付命令が行われます。これにより、仮納付が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません（道路交通法第51条の4第10項及び第11項）。

(2) あなたが仮納付を行った後、放置車両の運転者が駐車違反の反則金を納付したことなどの事由により、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行わないこととした場合は、仮納付に係る金額は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

2 仮納付の期限、場所及び方法

(1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。

(2) 仮納付の場所は、放置違反金仮納付書記載の納付場所です。

(3) 仮納付するときは、同封の放置違反金仮納付書により納めてください。なお、分納はできません。

3 公示による 納付命令の場所

(1) 公示による 納付命令の場所

千葉県公安委員会の掲示板（ ）

(2) 公示による納付命令は、この弁明通知書の番号を (1)の掲示板 に表示することにより行います。

照	会	先